

政策法務ニュースレター

＊・・・現場の課題を解決するルールを創造するために・・・＊

2007.11.30 VOI.4-3

本 号 の 内 容

千葉県行政手続条例が改正されました
「条例等の整備方針」を再確認してみましょう！
産業廃棄物処理施設設置の許可処分の取消請求事件

千葉県 総務部 政策法務課

政策法務室 中庁舎 6 F

電 話 043-223-2157

FAX 043-201-2612

Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県行政手続条例が改正されました。

～ 規則等の制定・改廃に当たり、意見公募手続を行うこととなります。 ～

行政手続条例が改正され、規則等の制定・改廃に当たり、意見公募手続を行うこととなりました。施行期日は、平成20年4月1日です。

1 対象となる規則等とは？(第2条第8号)

- 対象となる規則等とは、次のとおりです。

規則

処分の要件を定める告示

審査基準（＊1）

処分基準（＊2）

行政指導指針（＊3）

- *1 審査基準とは、許認可等をするかどうかを判断するための基準です。
- *2 処分基準とは、不利益処分（許可の取消、措置命令等）をするかどうか、どのような不利益処分をするか（許可の取消にするか営業の停止にとどめるか等）について判断するための基準です。
- *3 行政指導指針とは、行政指導を行うに際してよるべき指針をいいます。
- 審査基準、処分基準、行政指導指針は、告示、通知、要綱、要領等に混在している場合がありますので、注意！

- これらについては、原則として意見公募手続が必要となります。

2 意見公募手続等の適用除外

1 意見公募手続の適用除外（その1）

条例の施行期日を定める規則、県の組織、予算・決算手続を定める規則等は、意見公募手続の適用除外となります。

2 意見公募手続の適用除外（その2）

緊急を要するもの、軽微な変更に係るものや金銭の納付（税等）に係るもの等については、意見公募手続の適用除外となります。

3 2の場合には、規則等の公布等と同時期に規則等の題名及び趣旨、意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由を公示する必要があります。

3 意見公募手続の流れ

意見公募手続の流れは、次のとおりです。

制定又は改廃しようとするものが規則等に該当するか否か、該当する場合適用除外となるか否か、を判断します。

意見公募手続を実施します（第39条第1

ホームページでバックナンバーを見ることができます

↓↓↓

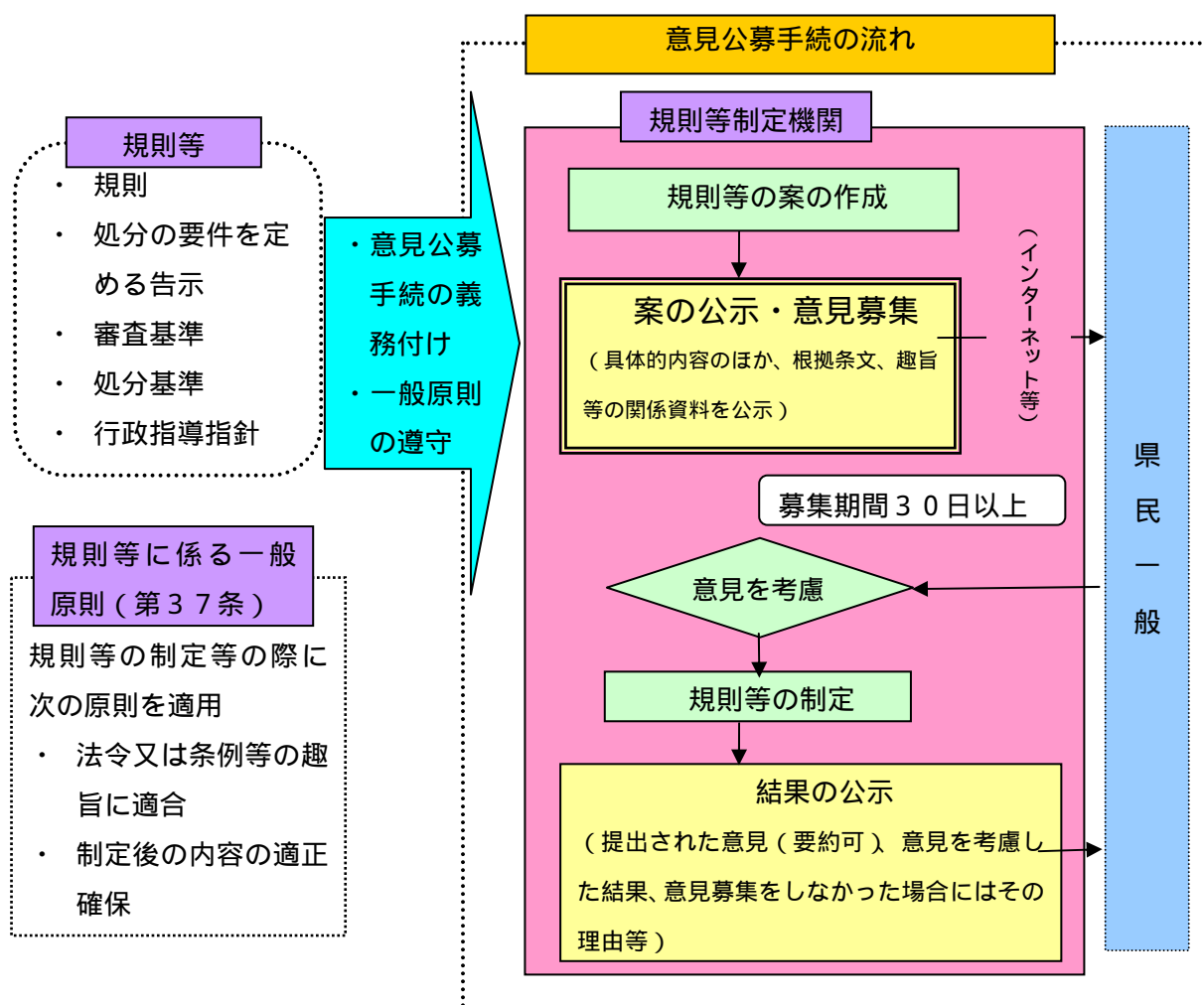
http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bunsof_seihou/letter/

項の特例に該当しない限り、意見提出期間は30日以上でなければなりません。意見提出期間経過後、提出意見を考慮して、規則等の制定改廃手続を行います。結果の公示を行います。公示する事項は次のとおりです。

- ・ 規則等の題名
 - ・ 規則等の案の公示の日
 - ・ 提出意見
 - ・ 提出意見を考慮した結果
- (意見公募手続に当たっては、総務課行政改革推進室との調整が必要です。)

「千葉県行政手続条例の一部改正」の概要

—規則等を定める際に、案を公示し、広く一般から意見を公募する手続等—



Column ~ 早春の政策法務研修 (立法編) ~

本年度の政策法務研修(立法編)は、「チャート化で学ぶ立法」です。体験学習型研修なので、ゼロから条例の形にしていく方法が体験できます。法務になじみのない方もグループ・ワーク中心に無理なく参加いただけます。

立法のテーマは、昨年夏に話題となった遊泳用プールの管理です。担当課の職員も、プールをめぐる背景を伝えるため、ファシリテータとして参加してくださることにしています。

日程は、平成20年1月22日・29日・2月5日(いずれも火曜日)の3回です。

「条例等の整備方針」を再確認してみましょう！

1 こんな要綱はありませんか？

要綱によって権利を制限したり義務を課したり（いわゆる権利義務事項の創設）できません。要綱で県民を強制することは法律違反（自治法14条2項）となってしまいます。例えば、許可・届出・認定等の制度を要綱で設けていないか、改めてチェックしてみましょう。

2 「条例等の整備方針」ってなあに？

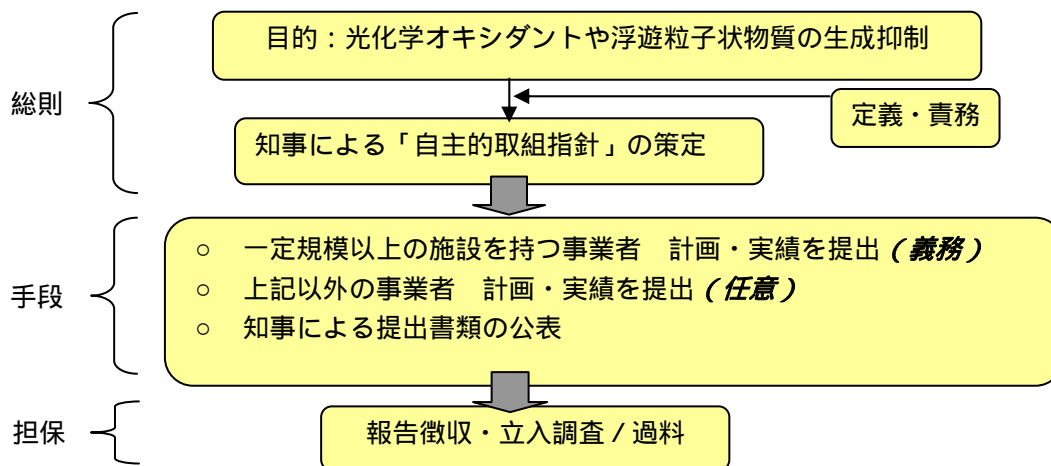
条例化事項と規則化事項を定めたものが「条例等の整備方針」です。上記の権利義務事項のほか、「法的効果無くても何らかの作為を求める場合（例えば、お墨付きを与える認証のために申請という作為を求める。）には条例化が必要か検討しましょう。」などの方針が示されています。

3 整備状況は？

年度毎の計画を立てて順次検討しています。検討の結果、要綱の範囲内で整理した案件もありますが、条例化第一号として、炭化水素対策指導要綱（施設設置の届出や排出防止対策の実施を定めているもの）を見直し、いわゆるVOC条例が制定されました（9月議会で成立）。

（＊正式名は「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例」）

VOC条例のイメージ図



本条例は、事業者の自主的取組を促すために、一定規模以上の施設を持つ事業者に対して「取組計画書」や「実績報告書」の提出を求め、それ以外の事業者はこれらを任意に提出できる仕組みとなっています。法規制による排出基準の上乗せではなく、提出された計画や実績を県民に情報提供して事業者の取組を促進していこうとする誘導手法を使っているところに特色があります。

Column

里山条例（千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例）の改正

< 19年9月議会 >

（ 条例等の整備方針とは別の話です。）

改正のポイント ～里山活動を行う団体の裾野をひろげる～

「里山活動団体」は、土地所有者等と協定を結び県の認定をもらうことができます。これまではNPOやボランティア団体に限られていましたが、改正によって、**企業等も含めた多様な主体が参加できるようになりました**。あわせて、活動を適切に行わない場合には認定を与えないようにするため、認定の要件が改正されました。

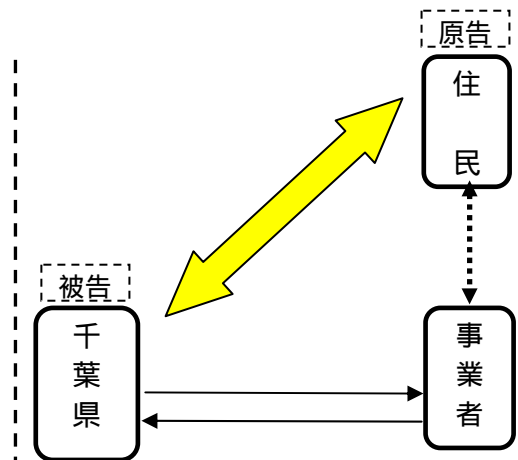
産業廃棄物処理施設設置の許可処分の取消請求事件

< 千葉地裁平成19年8月21日 * >

* 現在控訴中

事件の概要

H10/6/8 産廃処分場の設置の許可申請
H13/3/1 千葉県による許可処分（*）
H13/5/29 住民が許可取消請求を地裁に提訴
H19/1/31 別の訴訟（事業者VS住民）で、
操業差止請求を認容（控訴中）
（理由：経理的基礎の不足）
H19/8/21 地裁で千葉県の許可取消の判決
* 参考：県は「蒸発散装置の能力不足」で一度不許可にしたが、事業者が厚生省に審査請求をして、装置は不要として厚生省の裁決で取消されたので、新処分をした。



- 基礎知識 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「第十五条の二」を抜粋し、かつ意識）
都道府県知事は、次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。
二 施設設置計画が、周辺地域の生活環境の保全（略）について適正な配慮がなされたもの（*）
三 申請者の能力が、処理施設の設置・維持管理を的確・継続してできるものであること（*）
* 二号：「生活環境の保全への配慮」など 三号：「経理的基礎」など

判決のポイント（意識）

～争点は多数ありますが、とりあえず以下の2点～

生活環境の保全への配慮

申請後の法改正によって追加された「生活環境の保全への配慮」は適用されない。

経理的基礎

経理的基礎の不足は、生活環境への悪影響？

設置者の経理的基礎が不十分 処分場の設置維持管理が困難 不適正な産業
廃棄物の処分が行われる 有害な物質が排出され、周辺住民等の生命、身体に災害
を及ぼすことなどがあり得る。

高度な調査義務？

事業地に設定されている事業者と無関係の担保権（第三者債務）についての抹消費費用を、事業者が負担する可能性があるか否かに関わらず、経理的基礎の判断に入れるべき。

被告の知不知にかかわらず、提出された貸借対照表に未記載の借入（簿外債務）も含めて経理的基礎を判断すべき。

- と から本件は、周辺住民らが、生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠く状態である。

- 経理的基礎が不足しているのに許可したのは、違法な処分であり取消す。

判決原文は、裁判所のホームページをご覧ください。

http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=01